

基 発 0 9 2 6 第 3 号
平成 2 5 年 9 月 2 6 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に対する
健康診断の実施について

労働安全衛生法（昭和 4 7 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）
第 6 7 条第 1 項に規定されている健康管理手帳（以下「健康管理手
帳」という。）の所持者（以下「健康管理手帳所持者」という。）に
対する健康診断については、平成 2 1 年 1 2 月 1 4 日付け基発第 1
2 1 4 第 2 号「健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に
対する健康診断の実施について」の別添「健康管理手帳所持者に対
する健康診断実施要綱」により、実施に係る事務を指示していると
ころである。

今般、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 2 5 年
法律第 2 3 4 号）により、1, 2-ジクロロプロパンを取り扱う業
務が健康管理手帳の交付対象業務に追加されたため、追加された業
務に対する健康診断項目等を定め、健康管理手帳所持者及び船員健
康管理手帳所持者に対する健康診断の実施要綱を別添のとおり定
めたので、平成 2 5 年 1 0 月 1 日以降、当該健康診断の実施に遺漏
のないようにされたい。

なお、本通達をもって、平成 2 1 年 1 2 月 1 4 日付け基発 1 2 1
4 第 2 号「健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳に対する健康
診断の実施について」は廃止する。

(別添)

健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に対する
健康診断実施要綱

- 1 健康管理手帳所持者（労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の適用事業場以外の事業場において有害業務に従事したことにより健康管理手帳を所持するに至った者を除く。）に対する健康診断は、別表１の左欄に掲げる業務の区分に応じ、同表の中欄に掲げる期間ごとに定期的に、同表の右欄に掲げる項目について行う。また、船員健康管理手帳所持者に対する健康診断は、別表２の左欄に掲げる業務の区分に応じ、同表の中欄に掲げる期間ごとに定期的に、同表の右欄に掲げる項目について行う。ただし、複数の業務に係る健康管理手帳を所持する者が受ける複数の業務に係る健康管理手帳の健康診断であって、放射線被ばくを伴う検査が重複している場合においては、３月以内に実施された検査の結果が確認できる場合に限り、当該検査の実施を省略することができる。
- 2 １の健康診断は、都道府県労働局長が当該健康診断実施業務を委託した医療機関において行う。

別表 1

業務の区分	回数	項 目
労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令 318 号。以下「令」という。）第 23 条第 1 号、第 2 号又は第 12 号の業務	6 カ月に 1 回	1 業務の経歴の調査 2 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 尿沈渣（医師が必要と認める場合は尿沈渣のパパニコラ法による細胞診）の検査 5 前各号の調査又は検査の結果に基づき、医師が必要と認める者については膀胱鏡検査又は腎盂撮影検査
令第 23 条第 3 号の業務（じん肺管理区分が管理 2 の者に限る。）	年に 1 回	1 粉じん作業についての職歴の調査及びエックス線写真（直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。以下同じ。）による検査 2 エックス線写真による検査の結果、じん肺の所見があると診断された者のうち、原発性肺がんにかかっている疑いがないと診断された者以外の者については、医師が必要と認める場合、胸部らせん C T 検査及び喀痰細胞診
令第 23 条第 3 号の業務（じん肺管理区分が管理 3 の者に限る。）	年に 1 回	1 粉じん作業についての職歴の調査及びエックス線写真（直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。以下同じ。）による検査 2 胸部に関する臨床検査及び肺機能検査。ただし、肺機能検査については、エックス線写真による検査の結果、一側の肺野の三分の一を超える大きさの大陰影（じん肺によるものに限る。）があると認められる者、結核精密検査の結果、肺結核にかかっていると診断された者並びにエックス線写真による検査、胸部に関する臨床検査及び肺結核以外の合併症に関する検査の結果、じ

		ん肺の所見があり、かつ、肺結核以外の合併症にかかっていると診断された者を除く。 3 エックス線写真による検査及び胸部に関する臨床検査の結果、じん肺の所見があると診断された者のうち、肺結核にかかっており、又はかかっている疑いのある者については結核精密検査 エックス線写真による検査及び胸部に関する臨床検査の結果、じん肺の所見があると診断された者のうち、原発性肺がんにかかっている疑いがないと診断された者以外の者については、医師が必要と認める場合、胸部らせんCT検査及び喀痰細胞診 エックス線写真による検査及び胸部に関する臨床検査の結果、じん肺の所見があると診断された者のうち肺結核及び原発性肺がん以外の合併症にかかっている疑いがあると診断された者（肺結核及び原発性肺がん以外の合併症に関する検査を受けることが医師により必要であると認められた者に限る。）については、肺結核及び原発性肺がん以外の合併症に関する検査 ただし、エックス線写真に一側の肺野の三分の一を超える大きさの大陰影（じん肺によるものに限る。）があると認められる者を除く。
令第23条 第4号の業務	6カ月に1回	1 業務の経歴の調査 2 たん、せき、胸痛、鼻腔、皮膚等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 たん、せき、胸痛、鼻腔、皮膚等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 エックス線写真（直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。）による検査 5 前各号の調査又は検査の結果に基づき、医師が必要と認める者については、特殊な

		撮影法による胸部のエックス線写真による検査、喀痰^{かくたん}の細胞診、気管支ファイバースコピー検査若しくは気管支鏡検査（医師が必要と認める場合には、生検及び病理学的検査）又は皮膚の病理学的検査
令第23条 第5号の業務	6カ月に1回	1 業務の経歴の調査 2 せき、たん、口内炎、下痢、便秘、体重減少、知覚異常、皮膚等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 たん、せき、食欲不振、体重減少、知覚異常、鼻腔^{くう}、皮膚等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 エックス線写真（直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。）による検査 5 前各号の調査又は検査の結果に基づき、医師が必要と認める者については、肝機能検査、赤血球系の血液検査、尿中の^ひ尿素化合物（^ひ硫酸、^ひ亜硫酸又はメチルアルソン酸に限る。）の量の測定、特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査、喀痰^{かくたん}の細胞診、気管支ファイバースコピー検査若しくは気管支鏡検査（医師が必要と認める場合は、生検及び病理学的検査）又は皮膚の病理学的検査
令第23条 第6号の業務	6カ月に1回	1 業務の経歴の調査 2 たん、せき、胸痛、食欲不振、皮膚等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 たん、せき、胸痛、皮膚等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 エックス線写真（直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。）による検査 5 前各号の調査又は検査の結果に基づき、医師が必要と認める者については、特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査、喀痰^{かくたん}の細胞診、気管支ファイバースコピー検査若しくは気管支鏡検査（医師が

		必要と認める場合は、生検及び病理学的検査）又は皮膚の病理学的検査
令第 23 条 第 7 号の業務	6 カ月に 1 回	1 業務の経歴の調査 2 たん、せき、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 たん、せき、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 エックス線写真（直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。）による検査 5 前各号の調査又は検査の結果に基づき、医師が必要と認める者については、特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査、かくたん喀痰の細胞診、気管支ファイバースコピー検査若しくは気管支鏡検査（医師が必要と認める場合は、生検及び病理学的検査）
令第 23 条 第 8 号の業務	6 カ月に 1 回	1 業務の経歴の調査 2 乾性せき、たん、咽頭痛、のどのいらい ら、胸痛、胸部不安感、息切れ、動悸、息 苦しさ、倦怠感、食欲不振、体重減少等の 他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の 検査 3 乾性せき、たん、咽頭痛、のどのいらい ら、胸痛、胸部不安感、息切れ、動悸、息 苦しさ、倦怠感、食欲不振、体重減少、皮 膚等の他覚症状又は自覚症状の有無の検 査 4 肺活量の測定 5 エックス線写真（直接撮影による胸部全 域のエックス線写真をいう。）による検査 6 前各号の調査又は検査の結果に基づき、 医師が必要と認める者については、胸部理 学的検査、肺換気機能検査、肺拡散機能検 査、心電図検査、尿中若しくは血液中のベ リリウム量の測定、皮膚貼付試験又はヘマ トクリット値の測定

令第 23 条 第 9 号の業 務	6 カ月に 1 回	1 業務の経歴の調査 2 乾性せき、たん、胸痛、鼻汁、鼻出血、 嗅覚脱失、副鼻腔炎、鼻ポリープ、皮膚 等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有 無の検査 3 乾性せき、たん、胸痛、鼻汁、鼻出血、 嗅覚脱失、副鼻腔炎、鼻ポリープ、頸部 等のリンパ腺の肥大、皮膚等の他覚症状又 は自覚症状の有無の検査 4 エックス線写真(直接撮影による胸部全 域のエックス線写真をいい、左右いずれか の側面から撮影した写真を含む。)による 検査 5 前各号の調査又は検査の結果に基づき、 医師が必要と認める者については、特殊な 撮影法による胸部エックス線写真による 検査、喀痰の細胞診、気管支ファイバース コピー検査若しくは気管支鏡検査(医師が 必要と認める場合は、生検及び病理学的検 査)、頭部のエックス線写真による検査、 血液検査(血液像を含む。)、リンパ腺の病 理組織学的検査又は皮膚の病理組織学的 検査
令第 23 条 第 10 号の 業務	6 カ月に 1 回	1 業務の経歴の調査 2 頭痛、めまい、耳鳴り、全身倦怠感、易 疲労感、食欲不振、不定の上腹部症状、黄 疸、黒色便、手指の蒼白、肝疾患、疼痛等 の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無 の検査 3 頭痛、めまい、耳鳴り、全身倦怠感、易 疲労感、不定の上腹部症状、黄疸、黒色便、 手指の疼痛、肝又は脾の腫大等の他覚症状 又は自覚症状の有無の検査 4 肝機能検査(血清ビリルビン、GOT、GPT、 AL-p) 5 エックス線写真(直接撮影による胸部全 域のエックス線写真をいう。)による検査

		6 前各号の調査又は検査の結果に基づき、医師が必要と認める者については、血小板数、γ-GTP、ZTT、ICG、LDH 若しくは血清脂質の検査、特殊な撮影法による胸部のエックス線写真による検査、肝若しくは脾のシンチグラムによる検査又は中枢神経系の神経医学的検査
令第 23 条 第 11 号の 業務	6 カ月に 1 回 (右欄第 5 号 の①に該当し 実施する、特 殊な撮影法に よる胸部エッ クス線写真に よる検査につ いては原則年 1 回)	1 業務の経歴の調査 2 石綿によるせき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 せき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 エックス線写真(直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。)による検査 5 前号の検査の結果、次のいずれかに該当し、医師が必要と認めるときは、特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査 ① 石綿による、びまん性胸膜肥厚、石灰化胸膜プラーク等の陰影により、異常な陰影(石綿肺による線維増殖性の変化によるものを除く。以下同じ。)が読影しづらい場合(両肺野に石綿による不整形陰影がある場合を除く。) ② 異常な陰影がある場合 6 前二号の検査の結果、異常な陰影がある場合で、医師が必要と認めるときは、喀痰の細胞診又は気管支ファイバースコーピー検査若しくは気管支鏡検査(医師が必要と認める場合は、生検及び病理学的検査)

令第 23 条 第 13 号の 業務	6 カ月に 1 回	1 1 , 2 - ジクロロプロパンによる悪心、 嘔吐、黄疸^{だん}、体重減少、上腹部痛等の自覚 症状または他覚所見の既往歴の有無の検 査 2 1 , 2 - ジクロロプロパンによる悪心、 嘔吐、黄疸^{だん}、体重減少、上腹部痛等の自覚 症状または他覚所見の有無の検査 3 血清グルタミックオキサロアセチック トランスアミナーゼ (G O T)、血清グル タミックピルビックトランスアミナーゼ (G P T)、血清ガンマーグルタミルトラ ンスフェラーゼ (γ - G T P)、血清アル カリホスファターゼ、血清総ビリルビンの 検査 4 前号の検査の結果医師が必要と認める 場合は、腹部の超音波検査等の画像検査 (腹部 C T 検査又は磁気共鳴画像検査が 含まれる。)、C A 1 9 - 9 等の血液中の 腫瘍マーカーの検査
-----------------------------------	------------------	---

別表 2

業務の区分	回数	項 目
粉じん作業 (じん肺法 (昭和35 年法律第3 0号)第2 条第1項第 3号に規定 する粉じん 作業をいう。 以下同じ。)に 係る業務(じん 肺管理区分 が管理2の 者に限る。)	年に1回	1 粉じん作業についての職歴の調査及び エックス線写真(直接撮影による胸部全域 のエックス線写真をいう。以下同じ。)に よる検査 2 エックス線写真による検査の結果、じん 肺の所見があると診断された者のうち、原 発性肺がんにかかっている疑いがないと 診断された者以外の者については、医師が 必要と認める場合、胸部らせんCT検査及 び喀痰^{かくたん}細胞診
粉じん作業 に係る業務 (じん肺管 理区分が管 理3の者の 者に限る。)	年に1回	1 粉じん作業についての職歴の調査及び エックス線写真(直接撮影による胸部全域 のエックス線写真をいう。以下同じ。)に よる検査 2 胸部に関する臨床検査及び肺機能検査。 ただし、肺機能検査については、エックス 線写真による検査の結果、一側の肺野の三 分の一を超える大きさの大陰影(じん肺に よるものに限る。)があると認められる者、 結核精密検査の結果、肺結核にかかっ てると診断された者並びにエックス線写真 による検査、胸部に関する臨床検査及び肺 結核以外の合併症に関する検査の結果、じん 肺の所見があり、かつ、肺結核以外の合 併症にかかっていると診断された者を除 く。 3 エックス線写真による検査及び胸部に 関する臨床検査の結果、じん肺の所見があ ると診断された者のうち、肺結核にかかっ

		ており、又はかかっている疑いのある者については結核精密検査 エックス線写真による検査及び胸部に関する臨床検査の結果、じん肺の所見があると診断された者のうち、原発性肺がんにかかっている疑いがないと診断された者以外の者については、医師が必要と認める場合、胸部らせんＣＴ検査及び喀痰細胞診 エックス線写真による検査及び胸部に関する臨床検査の結果、じん肺の所見があると診断された者のうち肺結核及び原発性肺がん以外の合併症にかかっている疑いがあると診断された者（肺結核及び原発性肺がん以外の合併症に関する検査を受けることが医師により必要であると認められた者に限る。）については、肺結核及び原発性肺がん以外の合併症に関する検査 ただし、エックス線写真に一側の肺野の三分の一を超える大きさの大陰影（じん肺によるものに限る。）があると認められる者を除く。
石綿（これをその重量の０．１パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）の取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務	６カ月に１回（右欄第５号の①に該当し実施する、特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査については原則年１回）	１ 業務の経歴の調査 ２ 石綿によるせき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 ３ せき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 ４ エックス線写真（直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。）による検査 ５ 前号の検査の結果、次のいずれかに該当し、医師が必要と認めるときは、特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査 ① 石綿による、びまん性胸膜肥厚、石灰化胸膜プラーク等の陰影により、異常な陰影（石綿肺による線維増殖性的変化に

		よるものを除く。以下同じ。)が読影しづらい場合(両肺野に石綿による不整形陰影がある場合を除く。) ② 異常な陰影がある場合 6 前二号の検査の結果、異常な陰影がある場合で、医師が必要と認めるときは、喀痰の細胞診又は気管支ファイバースコープ検査若しくは気管支鏡検査(医師が必要と認める場合は、生検及び病理学的検査)
--	--	---